

《消防法令適合通知書申請必要書類一覧》

福島市消防本部予防課

1	消防法令適合通知書交付申請書	
2	申請理由区分に該当する許可等の申請書の写し (申請機関に提出する直前のもの)	
3	防火管理者(防災管理者)届出書の写し(受付印のあるもの)	
4	消防計画届出書の写し(受付印のあるもの)※1	
5	消防訓練通報書の写し(受付印のあるもの)	
6	防災物品(カーテン・カーペット、のれん)のリスト管理表 →階・部屋ごとの防災物品に貼付ラベルNo.を記載したもの	
7	各種届出書の写し(受付印のあるもの)※2	
	・ボイラー設備等の設置届出書(炉、厨房、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機等)	
	・変電設備等の設置届出書(変電設備、発電設備、蓄電池設備)	
	・少量危険物(指定可燃物)貯蔵及び取扱い届出書	
	・ネオン管灯設備設置届出書	
	・圧縮アセチレンガス貯蔵、取扱届出書	
8	危険物製造所等の完成検査済証の写し(受付印のあるもの)	
9	危険物製造所等譲渡引渡届出書の写し(受付印のあるもの)※3	
10	消防用設備等検査済証の写し※4	
11	消防用設備等点検結果報告書の写し(受付印のあるもの)※5	
12	防火対象物(防災管理)点検結果報告書の写し(受付印のあるもの)	
13	防火対象物使用開始届出書の写し(受付印のあるもの)	
14	登記簿または定款等の写し(譲渡等の名義変更がわかるもの)※3	
15	平面図	

- ※1 防災管理が該当する場合は、防災に係る計画を盛り込んだものとする。
- ※2 同一設備が2以上あり、届出書が複数ある場合は、それぞれの写しを添付すること。
- ※3 相続又は譲渡等により所有者等の名義変更をした場合に必要とする。
- ※4 新築の場合のみ必要。
- ※5 新築の場合は必要なし。